

定住自立圏の形成に関する協定書

四万十市・宿毛市・土佐清水市

定住自立圏の形成に関する協定書

四万十市及び宿毛市（以下「甲」という。）と土佐清水市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に役割を分担して「定住」のための暮らしに必要な都市機能及び生活機能を総体として確保し、充実させるとともに、地域の強みや魅力を磨き上げることで、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、地域全体の活性化を図るために定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあうこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあう政策分野及びその取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次の各号に規定するものとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

（ア）高度医療・地域医療ネットワークの充実

a 取組の内容

切れ目のない医療を適切に提供できるよう、救急医療や高度医療を担う中核病院と圏域内の各病院や診療所の役割分担と機能・連携の強化、ネットワーク化を促進し、高度医療・地域医療ネットワークの充実を図る。

b 甲の役割

甲は、圏域内の医療機関の役割分担に応じた四万十市立市民病院及び四万十市国民健康保険西土佐診療所並びに宿毛市立沖の島へき地診療所の医

療機能の維持、充実に努めるとともに、圏域の中核病院である県立幡多けんみん病院及び幡多医師会並びに各医療機関との連絡・調整を行い、圏域内の医療機関の役割分担と機能・連携の強化、ネットワーク化を促進し、高度医療・地域医療ネットワークの充実を図る。

c 乙の役割

乙は、各医療機関との連絡・調整を行い、圏域内の医療機関の役割分担と機能・連携の強化、ネットワーク化を促進し、高度医療・地域医療ネットワークの充実を図る。

イ 産業振興

(ア) 滞在型・体験型観光の推進

a 取組の内容

四万十川や足摺岬など観光資源に恵まれた幡多ブランドを確立して全国にPRし、幡多地域の知名度を向上させるとともに、2泊3日以上の中継ルートの作成や体験プログラムの開発などを通じて、圏域での滞在型・体験型観光を推進する。

また、圏域内の教育旅行に係る誘致・受入等を中心に活動してきた幡多広域観光協議会の法人化を促進し、地域コーディネート組織としての機能強化を図る。

b 甲の役割

甲は、幡多広域観光協議会の機能強化の取組（法人格の取得や旅行業登録、事務局体制の強化など）に関して、乙をはじめとする関係市町村や関係団体との調整を図り、実現に向けての支援を行う。

併せて、滞在型・体験型観光の更なる充実に向けて、日本最後の清流「四万十川」、神秘の原生林「黒尊溪谷」、天然の良港「宿毛湾港」、マリンスポーツのメッカ「沖の島」などの地域の特性を活かした観光資源の掘り起こしや磨き上げ、受入団体の質の向上などを行う。

c 乙の役割

乙は、滞在型・体験型観光の更なる充実に向けて、四国最南端の岬「足摺岬」、自然の造形美「竜串海岸」、ソウダガツオや清水さばといった水産業と食文化などの地域の特性を活かした観光資源の掘り起こしや磨き上げ、受入団体の質の向上などを行う。

ウ 教育・文化

(ア) 図書館ネットワークの構築

a 取組の内容

圏域住民の教育・文化の向上のため、圏域の図書館全体としての蔵書の確保と充実を図るとともに、市町村の垣根なく図書の貸し借りが出来るような図書検索システムや図書館システムの導入と県立図書館物流システムの活用などにより図書館ネットワークを構築し、住民がより利用しやすい環境を整備する。

b 甲の役割

甲は、乙と連携して、市町村の垣根なく図書の貸し借りが出来るような仕組みを検討し、四万十市立図書館、宿毛市立坂本図書館の蔵書の充実と必要な設備の整備などに努め、図書館ネットワークの構築に取り組む。

c 乙の役割

乙は、甲と連携して、市町村の垣根なく図書の貸し借りが出来るような仕組みを検討し、土佐清水市立市民図書館の蔵書の充実と必要な設備の整備などに努め、図書館ネットワークの構築に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 地域公共交通ネットワークの構築

a 取組の内容

高知西南地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」という。）などにに基づき、圏域における公共交通の課題について継続的に調査し、検証するとともに、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、市町村間を結ぶ高知西南交通バス路線、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路などの効果的かつ効率的な運行について総合的な調整を行い、圏域住民の暮らしに必要な地域公共交通を確保し、充実させるとともに、観光振興等による地域活性化の視点を加えた圏域にとって望ましい地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。

b 甲の役割

(a) 甲は、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、市町村間を結ぶ高知西南交通バス路線、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路など、地域公共交通の結節点となっていることを踏まえ、圏域における地域公共交通の総合的な推進と

調整を図る。

(b) 甲は、総合連携計画に基づく具体施策の実施に向け、乙と連携し、具体的な実施内容や経費負担のあり方について検討のうえ、県立幡多けんみん病院への鉄道駅からのシャトルバスなどの実証運行や通勤通学定期券の割引率拡大などの実証実験を行うなどの方法により検証を加えながら必要な施策を推進する。

(c) 甲は、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、市町村間を結ぶ高知西南交通バス路線、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路について、その運行における受益の程度を勘案し、乙と協議のうえ、必要な経費を負担する。

c 乙の役割

(a) 乙は、総合連携計画に基づく具体施策の実施に向け、甲と連携し、具体的な実施内容や経費負担のあり方について検討のうえ、県立幡多けんみん病院への鉄道駅からのシャトルバスなどの実証運行や通勤通学定期券の割引率拡大などの実証実験を行うなどの方法により検証を加えながら必要な施策を推進する。

(b) 乙は、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、市町村間を結ぶ高知西南交通バス路線、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路について、その運行における受益の程度を勘案し、甲と協議のうえ、必要な経費を負担する。

イ ICTインフラ整備

(ア) 情報通信ネットワークの整備促進

a 取組の内容

圏域におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消とケーブルテレビのエリア拡大を図り、医療、産業振興、教育・文化などの各分野における情報通信ネットワーク化を促進する。

b 甲の役割

甲は、ブロードバンド・ゼロ地域の解消とケーブルテレビエリアの拡大を図るとともに、圏域における情報通信ネットワーク化を促進するため、最新技術の動向の研究及び関係機関の調整を行う。

c 乙の役割

乙は、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るとともに、圏域における情報通信ネットワーク化を促進するため、甲と連携して、最新技術の動向

の研究及び関係機関の調整を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成・交流

(ア) 職員の合同研修及び研究等

a 取組の内容

職員の資質及び圏域マネジメント能力の向上と圏域の職員間の連携を強化するため、合同による研修や研究等を行う。

b 甲の役割

(a) 甲が職員研修を実施するに際し、乙の求めに応じて乙の職員に当該研修への参加の機会を設ける。

(b) 甲乙共有の課題や圏域の連携強化に資する分野について、甲がその推進策等を研究するに際し、乙の職員と共同して研究する機会を設ける。

c 乙の役割

(a) 乙が職員研修を実施するに際し、甲の求めに応じて甲の職員に当該研修への参加の機会を設ける。

(b) 甲乙共有の課題や圏域の連携強化に資する分野について、乙がその推進策等を研究するに際し、甲の職員と共同して研究する機会を設ける。

イ 外部からの人材の確保

(イ) 圏域外からの専門家の登用

a 取組の内容

圏域での滞在型・体験型観光の推進と幡多広域観光協議会の法人化を促進し、地域コーディネート組織としての機能強化を図るため、圏域外から専門家を登用する。

b 甲の役割

甲は、圏域での滞在型・体験型観光の推進と幡多広域観光協議会の法人化を促進し、地域コーディネート組織としての機能強化を図るため、圏域外から専門家を招へいし、協議会へ派遣する。

併せて、専門家と共同して、地域の特性を活かした観光資源の掘り起こしや磨き上げ、受入団体の質の向上などを図る。

c 乙の役割

乙は、甲が招へいし、幡多広域観光協議会へ派遣した専門家と共同して、

地域の特性を活かした観光資源の掘り起こしや磨き上げ、受入団体の質の向上などを図る。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組の推進のため、甲乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙が協議のうえ定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を得たうえでその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成22年1月19日

甲 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市

四万十市長 田中 全



宿毛市桜町2番1号

宿毛市

宿毛市長 中西 清二



乙 土佐清水市天神町11番2号

土佐清水市

土佐清水市長 杉村 章生

